

## 平成29年度会計事務実地検査の結果

県では、地方自治法第149条第5号に定める知事の会計監督権の行使として、毎年度、本庁の所属や現地機関に対する会計事務の実地検査を実施している。

平成29年度は、事前通告式の「巡回指導（一般検査）」と無通告式の「特別検査」の2種類の検査方法によって、下記のとおり実地検査を実施した。

### 1 実地検査の実施概要

#### (1) 実地検査の実施方法

##### ア 実施期間

平成29年6月から平成29年12月まで  
(延べ検査日数 230日)

##### イ 実施体制

出納事務局の職員（教育委員会及び警察本部の併任職員12名を含む。）46名及び各県事務所出納課の職員25名を検査員に任命し、71名体制により実施。  
(延べ検査員数 655名)

##### ウ 検査方法

#### ①巡回指導（一般検査）

- ・現年度分を中心に、会計事務全般を対象として、書類や現物の確認等を実施。
- ・実施機関数 193機関  
本庁 : 21課・室（全体の約1/5）  
現地機関：ふれあい福寿会館・総合庁舎内 24機関（全体の約1/3）  
単独庁舎 148機関（全機関）

#### ②特別検査

- ・現金及び金券類の管理状況や金庫の現況の確認に特化して、抜き打ちで実施。
- ・検査実施時期を推測しにくくすることによる牽制効果及び不適正会計事務の発生の懸念がある地方機関への検査の実効性の向上を目的に、出納事務局及び各出納課が所管地域より2割程度の機関を抽出して実施した。
- ・実施機関数 70機関  
本庁 : 20課・室（全体の約1/5）  
現地機関：ふれあい福寿会館・総合庁舎内 14機関（全体の約1/5）  
単独庁舎 36機関

#### (2) 検査方針

##### ア 巡回指導（一般検査）

#### <検査の基本方針・目的>

会計事務の適正な執行を確保し、特に内部牽制機能の強化を図ることにより、不適正な会計事務処理を未然に防止する。

< 検査項目 >

- 前回指摘事項の改善状況
- 内部牽制・内部管理機能の状況 重点項目
- 現金・金券類の取扱状況  
(金庫の現況確認を含む。)
- 物品の管理状況
- 収入事務
- 支出事務 ※下記の事実確認を含む

**『岐阜県政再生プログラム』に基づく事実確認**

平成 18 年 7 月に発覚した不正資金問題を受けて、同年 9 月に県が策定した『岐阜県政再生プログラム』に基づき、下記の経費について、事実関係を証明する資料の現認や職員へのヒアリングなどを行い、その支出の根拠となる事実があることを確認した。

経費の種類	確 認 内 容	確認件数
賃 金	○雇用の事実を確認 ・ 雇員台帳、雇用通知書、事務分掌表、職員配席図等により雇用の状況を確認 ・ 必要に応じ、本人に対して面接、電話調査等を実施	471
旅 費	○旅行の事実を確認 ・ 会議開催通知など旅行の目的を明示した書類を確認 ・ 泊付については、宿泊の事実確認書により確認 ・ 精算旅費は、連続しない 2 か月分について確認	1,711
対外交流費	○会議等の開催の事実を確認 ・ 債権者に対し、開催の有無、出席者数、料理単価等を電話確認	0
修 繕 料	○5 件を抽出して修繕の事実を確認 ・ 写真又は直接現物を確認 ・ 必要に応じ、履行確認を行った者に聞き取りを実施	1,093
備品購入費	○5 件を抽出して備品購入の事実を確認 ・ 物品一覧表の登録状況を確認し、その備品を現認	687
計		3,962

イ 特別検査

< 検査の基本方針・目的 >

現金・金券類や金庫を抜き打ちで検査し、不適正事案の再発防止を図る。

< 検査項目 >

- 現金・金券類の取扱状況 (金庫の現況確認を含む。)

## 2 実地検査の結果

### (1) 巡回指導（一般検査）

#### ア 検査結果の概要

- ・一般検査を実施した193機関のうち、約2割（21.7％）に当たる42機関に対して、61件の文書指摘を行った。
- ・この42機関の内訳をみると、16機関が知事部局、22機関が県立学校（高等学校、特別支援学校）で、それぞれの文書指摘件数は21件、35件であった。

#### 【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	83機関	43.0%	16機関	38.1%	21件	34.4%
教育委員会	87機関	45.0%	23機関	54.8%	36件	59.0%
県立学校	82機関	42.5%	22機関	52.4%	35件	57.4%
その他	5機関	2.5%	1機関	2.4%	1件	1.6%
警察本部	23機関	12.0%	3機関	7.1%	4件	6.6%
合 計	193機関	100.0%	42機関	100.0%	61件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、支出事務に関する件数が、他の指摘事項に比べて多くなっている。

#### 【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
①内部牽制機能の状況	3	0	3	0	0
②内部管理機能の状況	3	3	0	0	0
③現金・金券類の取扱状況	10	4	6	0	0
④物品の管理状況	8	2	6	0	0
⑤収入事務	7	3	2	1	1
⑥支出事務（契約関係）	10	3	6	0	1
⑦支出事務（補助金関係）	0	0	0	0	0
⑧支出事務（その他）	20	6	12	0	2
合 計	61	21	35	1	4

## イ 文書指摘の主な内容

### ①内部牽制機能の状況

- ・ 前回検査時に引き続き、報償費の執行について、所属において進捗管理がされていなかったため事業実施後に会計手続きが採られていたものがあつた。
- ・ 収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは出納員に対して物品登録調書により出納通知をし、その出納を行ったときは物品一覧表に所定の事項を記載しなければならないところ、前回検査時に引き続き、購入した備品について手続がされていないものがあり、収支等命令者がその義務を十分に果たしていなかった。

### ②内部管理機能の状況

- ・ 出納員は消耗品出納簿を備え、郵便切手等の特定消耗品の出納があつたときは所定の事項を記載しなければならないところ、収入証紙が購入されていたにもかかわらず消耗品出納簿が備えられていなかった。
- ・ 出納員が備え付けなければならない帳簿のうち、今年度分の消耗品出納簿が備えられていなかった。また、現金出納簿及び収入証紙関係出納簿に記載漏れ・誤記載が散見された。

### ③現金・金券類の取扱状況

- ・ 現金領収証書は、書損じの場合であってもその理由を記入の上保存する必要があるところ、紛失していたものがあつた。
- ・ 現金領収証書には、納付目的や領収日を記載する必要があるところ、未記載のものがあつた。
- ・ 現金を収納したときは、その日に現金払込書により指定金融機関等に払い込まなければならないところ、特別の理由がなく収納した現金の払込みが遅延していたものがあつた。
- ・ 職員による立替払は、所属長により立替払の方法で経費の支払をすることがやむを得ないと認められた場合に行うべきところ、施設入場料について所属長による承認がないまま立替払が行われていた。

### ④物品の管理状況

- ・ 収支等命令者は、物品の受入れをしようとするときは、出納員に対して物品登録調書により出納通知をし、その出納を行ったときは物品一覧表に所定の事項を記載しなければならないところ、購入した備品5件についてこれらの手続がされていなかった。
- ・ 出納員は、保管中の備品には備品整理票等適宜の方法により品目や番号及び県名を表示しなければならないところ、前回検査時に引き続き備品整理票が貼付されていない備品があつた。

#### ⑤収入事務

- ・行政財産の目的外使用許可に係る管理費の収入事務において、その算定に誤りがあったため収入調定金額が過少になっていた。
- ・部活動後援会に対する目的外使用許可に係る使用料について、目的外使用許可と同時に使用料の収入調定を行い納入通知書により納入させるべきところ、その手続がされていなかった。
- ・収支等命令者は、納期限までに歳入を完納しない者があるときは、納期限後 20 日以内に督促状により完納すべき旨を督促しなければならないにもかかわらず、約 4 月後に作成されていたものがあつた。
- ・申請書等に基づき許認可等の処理をする権限を有する機関の長は、使用料又は手数料として収入証紙を受領したときは、金額を確認の上消印をしなければならないところ、風俗営業許可申請手数料として受領した収入証紙において消印されていないものがあつた。

#### ⑥支出事務（契約関係）

- ・契約金額が 50 万円を超える場合は、契約に関し必要な事項を記載した請書を契約の相手方から提出させなければならないところ、プロジェクター等の物品購入契約について、請書を提出させていなかった。
- ・一般競争入札において入札保証金を免除しようとするときは、入札の前に決裁により免除の意思決定を行わなければならないところ、生徒用顕微鏡の購入契約についてその手続が行われていなかった。
- ・ボランティア保険料の支出のための事前決裁書において、地方自治法に定める給付の完了の確認のための検査者の指定がされておらず、検査がされていなかった。
- ・一定の案件に係る契約方法については、契約審査会において承認の上決定しなければならないが、当初一般競争入札によるものとして承認を受けたものの参加者が一者で落札に至らず再度入札を行わなかった案件について、契約審査会の承認を受けないまま随意契約に切り替えられていたものがあつた。

#### ⑦支出事務（補助金関係）

- ・文書指摘事項なし。

#### ⑧支出事務（その他）

- ・前回検査時に引き続き、本来作成されるべき日から相当の期間を経過して作成された事前決裁書が確認された。
- ・地方公共団体の支払は適法な支払請求を受けてから相応の期間内に行わなければならないところ、公用車燃料代等の支払手続において 11 件の支払遅延があり、うち 2 件で遅延利息が発生した。
- ・収支に係る証拠書類の金額は訂正することができないにもかかわらず、雇員の労働実績を記載する出役票の賃金計算書の金額が二重線で訂正されていたものが複数見られた。

- ・修繕料を支出する場合における支出金調書には、支出の原因を明らかにした書類として修繕前後の写真等の修繕の事実を証する文書が添付されていないところ、その添付がされていない案件が確認された。
- ・学校歯科医の報酬はその基本額として定められた額を支払うべきところ、誤って学校薬剤師の基本額により算定したため支給不足が生じていた。
- ・賃金の支出事務において、雇員の労働実績を記載する出役票の監督者認印欄に監督者の押印がされていないものがあった。
- ・旅費の支出事務において、実費支給となっている有料道路通行料について、その領収書金額より支給額が多く払われているものがあった。

## (2) 特別検査

### ア 検査結果の概要

- ・説明のできない現金・金券類はなく、おおむね適正に管理されていた。
- ・特別検査を実施した70機関のうち、12機関に対して13件の文書指摘を行った。

#### 【部局別の文書指摘状況】

区 分	実施機関数		文書指摘機関数		文書指摘件数	
		構成比		構成比		構成比
知事部局	40機関	57.1%	7機関	58.4%	8件	61.5%
教育委員会	24機関	34.3%	5機関	41.6%	5件	38.5%
県立学校	21機関	30.0%	4機関	33.3%	4件	30.8%
その他	3機関	4.3%	1機関	8.3%	1件	7.7%
警察本部	6機関	8.6%	0機関	0.0%	0件	0.0%
合 計	70機関	100.0%	12機関	100.0%	13件	100.0%

- ・文書指摘件数を指摘事項別にみると、次の表のとおり、内部管理機能の状況及び現金・金券類の取扱状況に関するものであった。

#### 【文書指摘件数の指摘事項別内訳】

区 分	文書指摘件数	部 局 別 内 訳			
		知事部局	教育委員会		警察本部
			県立学校	その他	
①内部牽制機能の状況	0	0	0	0	0
②内部管理機能の状況	4	2	2	0	0
③現金・金券類の取扱状況	9	6	2	1	0
合 計	13	8	4	1	0

## イ 文書指摘の主な内容

### ①内部牽制機能の状況

- ・文書指摘事項なし。

### ②内部管理機能の状況

- ・特定消耗品の出納があったときは、消耗品出納簿に所定の事項を記載しなければならないところ、郵便切手に係る消耗品出納簿が作成されていなかった。

### ③現金・金券類の取扱状況

- ・現金を収納したときは、現金出納簿に所定の事項を記載しなければならないところ、今年度分の納付についての記載がなかった。また、昨年度末の累計額が鉛筆で記載されており、今年度への繰越の記載がなかった。
- ・現金を収納したときは、収納したその日に現金払込書により指定金融機関等へ払い込まなければならないところ、特別の理由がなく現金の払込みが遅延していた。
- ・特定消耗品の出納があったときは、消耗品出納簿に所定の事項を記載しなければならないところ、今年度に購入した郵便切手及びレターパックについて所定の事項の未記載が散見された。
- ・特定消耗品の供用において、払出を受けた職員は消耗品供用整理簿を備え、当該供用の状況を明らかにしなければならないところ、今年度の収入証紙に係る消耗品供用整理簿が作成されていなかった。

## **3 検査結果の総括と次年度の対応**

### (1) 検査結果の総括

- ・前年度に実施した実地検査の結果と比較すると、巡回指導（一般検査）と特別検査を合わせて、文書指摘を行った機関数は延べ 35 機関から 54 機関に増加し、その指摘件数も 51 件から 74 件に増加した。
- ・指摘件数の増加は、特別検査の対象機関数の増加のほか、前回検査時から引き続き事務の改善が見られない機関に対する指導を文書指摘に引き上げたことも影響していると考えられ、依然として文書指摘の対象となる不適切な取扱いが一定数確認された。
- ・文書指摘の内容のうち、契約に係る手続きや賃金や旅費支給手続上の単純な事務誤りについては担当者の認識不足により発生したと考えられるが、一方で、現金領収証書の紛失や収入調定手続きの未実施など、会計事故への危機意識不足から誤った対応がされていたと思われるものもあった。
- ・また、前回検査の際に文書指摘や口頭による指導を受けていたものの、事務改善がされておらず同様の事項について再度文書指摘としたものが目立った。

- ・ 大部分の指摘事項については、所属内において会計事務に関し相互にチェック機能を働かせることによって発生を防止することができたものであると考えられるが、所属の人員構成など組織自体の問題に原因があると思われるものも見られた。

## (2) 次年度の対応

- ・ 平成 30 年度に実施する実地検査のうち巡回指導（一般検査）については、今年度に引き続き各機関に対する指導に重点を置き、会計事務に関する意識の向上や知識の浸透に努め、各機関内で適正な会計事務の確保に向けた内部牽制機能や内部管理機能が十分に発揮されるよう所属長や出納員を中心に必要な指導を行うとともに、物品の管理状況に係る確認を行っていくこととする。
- ・ 会計事務に関する職員研修等では、各職員が主体的に会計事務に取り組むことの重要性を改めて周知することにより職員全体の資質向上を目指すとともに、実地検査の文書指摘や口頭による指導の内容を参考事例として使用することにより、正しい会計事務の意識付けに努めることとする。
- ・ また、連続して文書指摘や口頭による指導を受けている所属に関する情報を関係機関に提供し、組織としての対応・防止策を求めていくこととする。